

自動車ジャーナリスト協会 会則

- 第1条 名 称
本会は自動車ジャーナリスト協会 (AUTOMOBILE JOURNALISTS ASSOCIATION OF JAPAN) (略称AJAJ) と称する
- 第2条 事 務 所
本会の事務所は東京都内に置く。
- 第3条 目 的
本会は内外の自動車関連業界、モータースポーツ団体、報道および出版業界などとの連絡、交流を通じて会員の研究並びに取材活動の便宜をはかると共に、会員相互の友好と親睦に寄与し、あわせて自動車ジャーナリズムの昂揚と啓蒙を目的とする。
- 第4条 活 動
本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 専門研究会の開催
(2) 専門家を招待した研究会の開催
(3) 自動車の試乗および研究会の開催
(4) 資料および情報などの交換と紹介
(5) 会員の取材活動に必要な紹介状または推薦状の発行
(6) その他本会の目的達成に必要な事項
- 第5条 会 員
1. 本会の会員は次の通りとする。
(1) 正 会 員：本会の趣旨に賛同し各専門分野〔著述、評論、撮影、放送など〕において5年以上の経験を有し、かつ自己の業績を公開している個人。
(2) 準 会 員：本会の趣旨に賛同し原則として上記に準ずる経験を有する個人。
(3) 名誉会員：本会の趣旨に賛同する学識経験者。
2. 本会に入会するには正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 会 費
1. 入会金は10,000円とする。
2. 年会費は12,000円とする。
- 第7条 資 格
1. 会員の資格は入会金及び年会費を納入し、会員原簿に登録されたときから生ずる。
2. 会員には会員証、胸章、プレスカードを交付してその資格を明らかにする。
- 第7条 名 簿
本会の会員名簿は自動車関連業界、モータースポーツ団体、報道および出版業界に配布する。
- 第9条 役 員
1. 本会を運営するために役員として理事9名をおき理事会を構成する。
2. 理事は正会員の互選により決定する。
3. 会長、副会長、事務局長は理事の互選により決定する。
4. 役員任期は1ヶ年とするが再任を妨げない。
5. 理事会は会長が必要に応じて招集する。
- 第10条 顧 問
本会には理事会の決定により顧問を置くことができる。
- 第11条 会 計
1. 本会の会計年度は9月1日に始まり8月31日に終了する。
2. 本会の資産は会長が管理しその方法は理事会の定めるところとする。
- 第12条 罰 則
本会の趣旨に反し、本会の名誉並びに自動車ジャーナリストとしての品位を傷つけたものは、理事会の決定によって罰則を適用される。
- 第13条 付 則
1. 本会の設立総会は1969年4月25日に開催された発起人会議を以ってこれにあてる。
2. 本会則は必要と認められた場合総会において改正することができる。

1969年4月25日 制定

1969

AUTOMOBILE JOURNALISTS
ASSOCIATION OF JAPAN



自動車ジャーナリスト協会